

# 2022年6月度 広告相談レポート

## 1. 相談受付件数・相談者の内訳

6月度の全体の相談受付件数は計 113 件で、前月度と比較すると10件増（新車関係増減なし、中古車関係7件増、その他3件増）、対前年同月比では14件増（新車関係2件増、中古車関係14件増、その他2件減）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約25%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約57%（16件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（24件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約35%（40件）を占めています。

【相談者の内訳・2022年6月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	51	53	9	113
広告代理店	21	5	2	28
メーカー系ディーラー	13	8	3	24
自動車関係団体	3	7	0	10
中古車専門店	4	13	0	17
中古車情報誌社	0	10	0	10
メーカー	4	5	0	9
新聞社	1	0	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	5	5	4	14

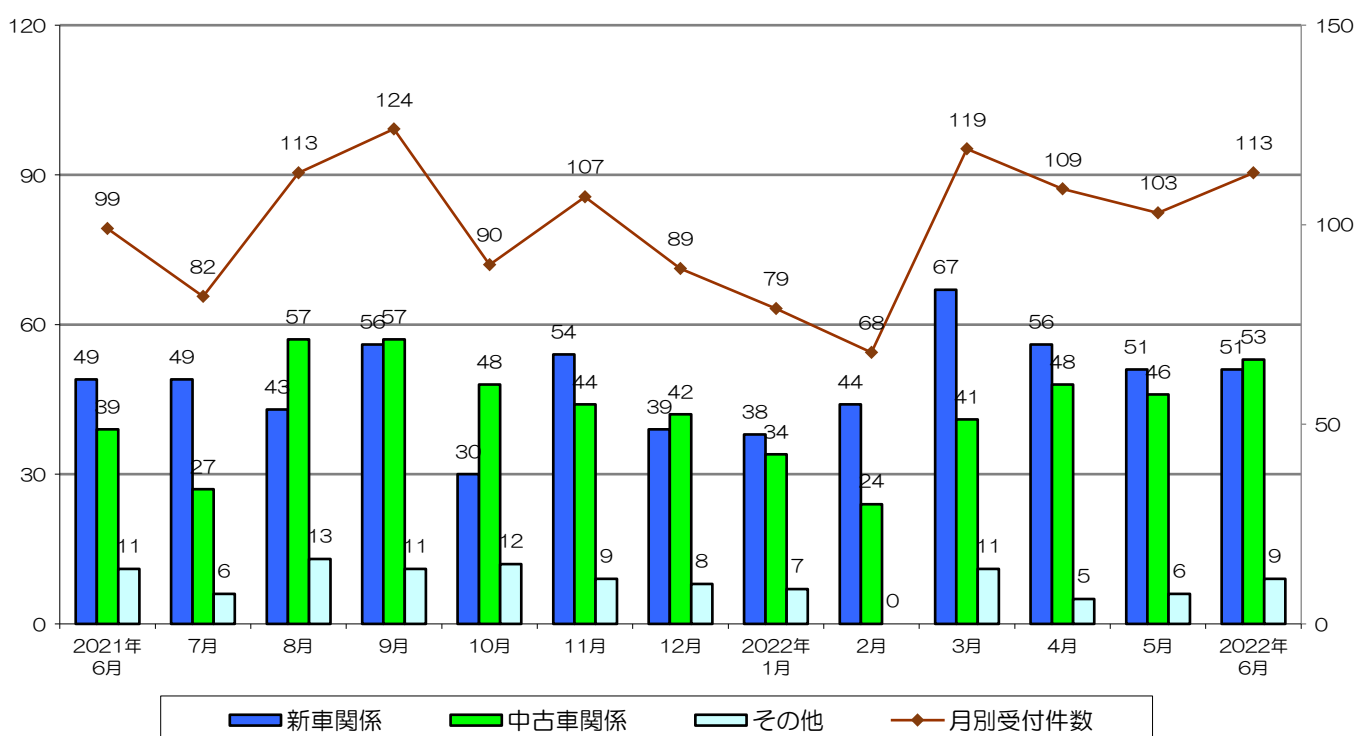
→ 広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳

メーカー	2
メーカー系ディーラー	16
中古車専門店	3
その他	7

【相談受付件数の推移・2021年6月～2022年6月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが 63.4%、『特定事項』に関する問い合わせが 7.3%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約 71%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	41	80.4%	その他相談	3	5.9%
景品関係	7	13.7%	<b>合計</b>	<b>51</b>	<b>100.0%</b>

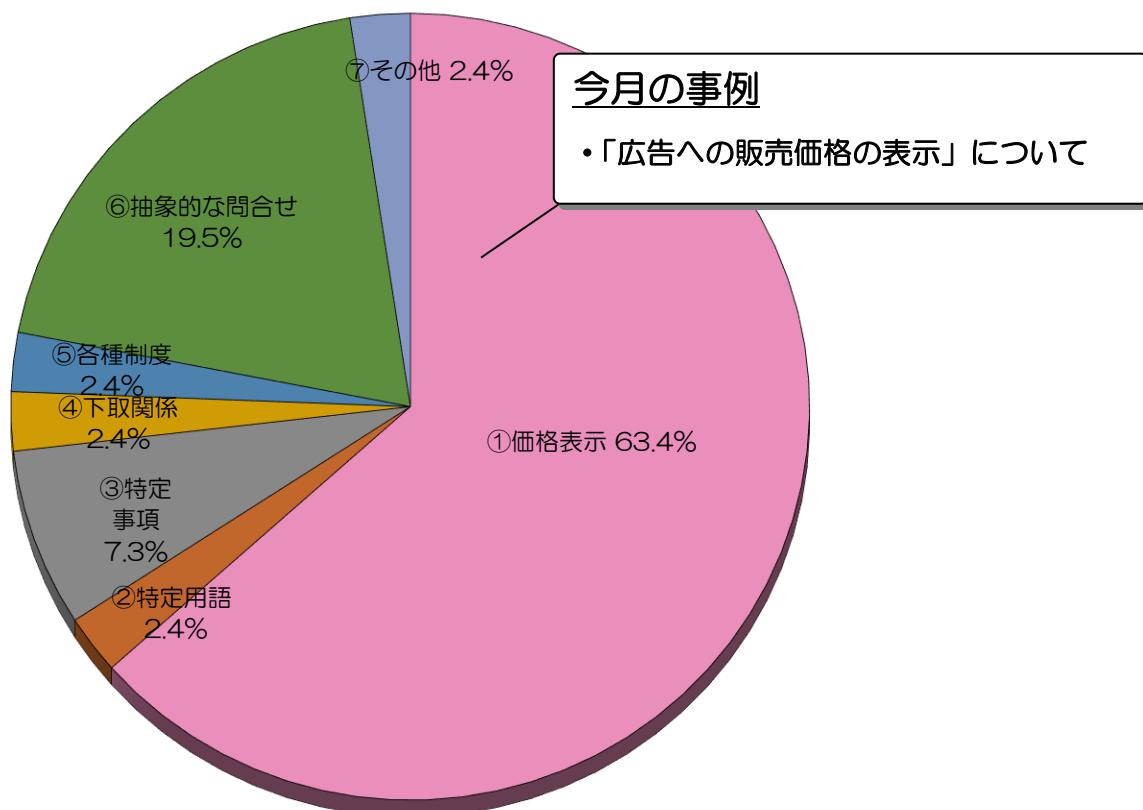
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>26</b>	<b>63.4%</b>	安全・環境	1	2.4%
表示方法	8	19.5%	<b>④下取関係</b>	<b>1</b>	<b>2.4%</b>
付属品・特別仕様	2	4.9%	<b>⑤各種制度</b>	<b>1</b>	<b>2.4%</b>
値引き表示	1	2.4%	補助金関係	1	2.4%
割賦・リース	15	36.6%	<b>⑥抽象的な問合せ</b>	<b>8</b>	<b>19.5%</b>
<b>②特定用語</b>	<b>1</b>	<b>2.4%</b>	広告表現の可否	6	14.6%
新発売等	1	2.4%	企画の可否	1	2.4%
<b>③特定事項</b>	<b>3</b>	<b>7.3%</b>	抽象的な問合せ	1	2.4%
ランキング	1	2.4%	<b>⑦その他</b>	<b>1</b>	<b>2.4%</b>
燃費	1	2.4%	<b>合計</b>	<b>41</b>	<b>100.0%</b>

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	5	71.4%	抽象的な問合せ	1	14.3%
期間延長	1	14.3%	<b>合計</b>	<b>7</b>	<b>100.0%</b>

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「広告への販売価格の表示」について〕

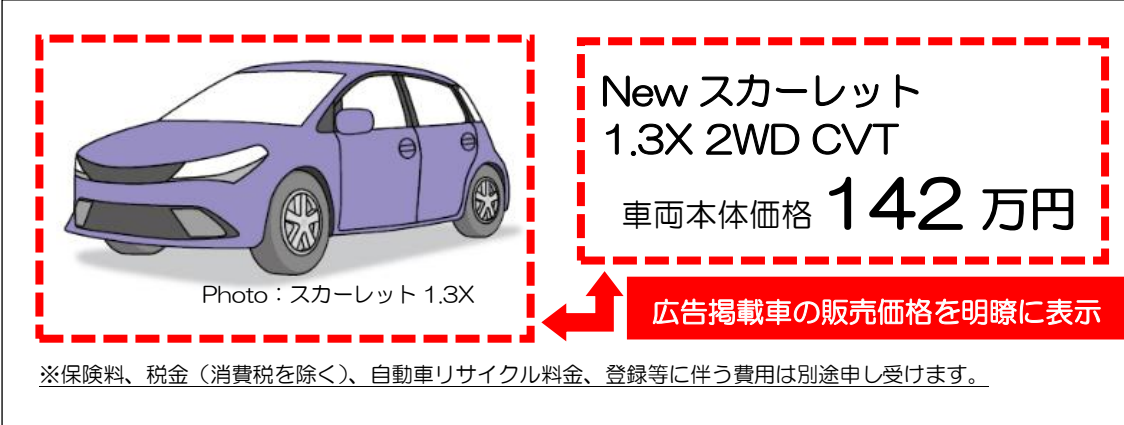
Q. 新型車の発表に先駆けて、車両の特徴である外観や内装の写真を掲載した広告を作成する予定ですが、必ず販売価格を表示しなければいけませんか？

A. 広告への販売価格の表示については、規約第3条第4項において、「商品広告において、値引額、値引率、「特価」等により価格が有利である旨を表示する場合には、その根拠となる販売価格を表示すること」（この場合の正しい表示は、「正しい広告表示の例②」を参照）が定められていますが、これに該当しない場合、販売価格を表示することは定められていません。

ただし、消費者に対する積極的な価格情報の提供という観点から、可能な限り価格を表示するようにしてください。

なお、車両の写真と併せて販売価格を表示する場合は、規約第5条第7号において、「写真又はイラストと販売価格を併用して表示する場合は、その写真又はイラストに使用する写真の販売価格を明瞭に表示すること」が定められています。（「正しい広告表示の例①」を参照）

【正しい広告表示の例① 「車両の写真と併せて販売価格を表示する場合」】



The advertisement shows a purple hatchback car on the left. To its right, the text reads: "New スカーレット 1.3X 2WD CVT" and "車両本体価格 142 万円". A red dashed box encloses the car image and the price text. A red arrow points from a red box at the bottom right, which contains the text "広告掲載車の販売価格を明瞭に表示", towards the price text. Below the car image, it says "Photo: スカーレット 1.3X". At the bottom of the advertisement, there is a disclaimer: "※保険料、税金（消費税を除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用は別途申し受けます。"

【正しい広告表示の例② 「価格が有利である旨を表示する場合」】



The advertisement shows the same purple hatchback car on the left. To its right, a blue callout box says "フェア特価車をご用意しました！". Below that, the text reads: "スカーレット 1.3X 2WD CVT". A red dashed box encloses the price text: "車両本体価格 142 万円のところ、特別価格 130 万円". A red box at the bottom left of the car image contains the text: "特価の根拠となる、値引き前・値引き後の販売価格を表示". Below the car image, it says "Photo: スカーレット 1.3X". At the bottom of the advertisement, there is a disclaimer: "※保険料、税金（消費税を除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用は別途申し受けます。"

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが46.3%、『必要表示事項』に関する問い合わせが19.5%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約66%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	41	77.4%	その他相談	9	17.0%
景品関係	3	5.7%	<b>合計</b>	<b>53</b>	<b>100.0%</b>

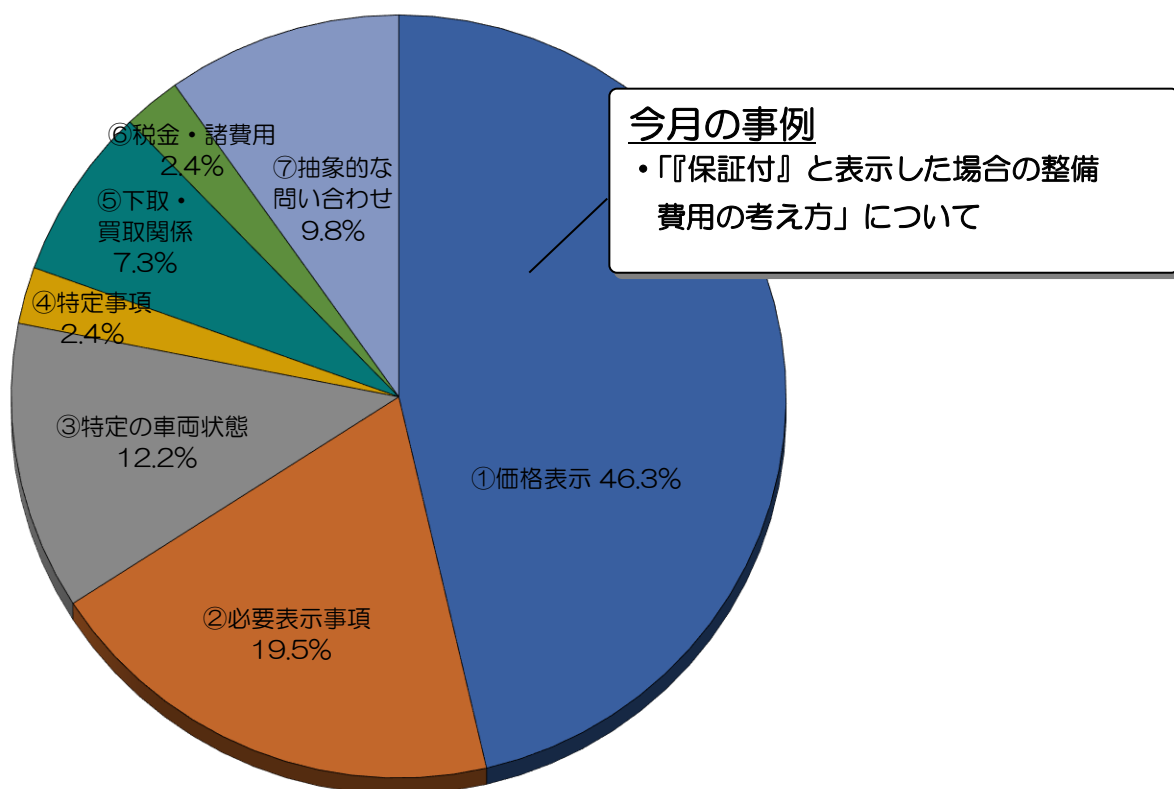
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>19</b>	<b>46.3%</b>	必要表示事項全般	2	4.9%
表示方法	2	4.9%	<b>③特定の車両状態</b>	<b>5</b>	<b>12.2%</b>
値引き表示	3	7.3%	<b>④特定事項</b>	<b>1</b>	<b>2.4%</b>
支払い総額	8	19.5%	燃費	1	2.4%
割賦・リース	4	9.8%	<b>⑤下取・買取関係</b>	<b>3</b>	<b>7.3%</b>
その他(価格)	2	4.9%	<b>⑥税金・諸費用</b>	<b>1</b>	<b>2.4%</b>
<b>②必要表示事項</b>	<b>8</b>	<b>19.5%</b>	諸費用	1	2.4%
走行距離数	1	2.4%	<b>⑦抽象的な問合せ</b>	<b>4</b>	<b>9.8%</b>
保証の有無	1	2.4%	広告表現の可否	2	4.9%
整備実施状況	3	7.3%	抽象的な問合せ	2	4.9%
修復歴の有無	1	2.4%	<b>合計</b>	<b>41</b>	<b>100.0%</b>

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品	2	66.7%	一般懸賞	1	33.3%
			<b>合計</b>	<b>3</b>	<b>100.0%</b>

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

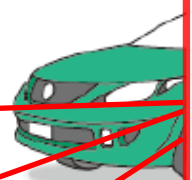
〔『保証付』と表示した場合の整備費用の考え方について〕

Q. 当店では、必ず保証を付けて販売していますが、保証を付けるためには、定期点検整備を実施することを条件としています。この場合、「保証付」と表示し、定期点検整備費用については、「整備あり（納車時）整備費用別途〇〇万円」と表示すれば、販売価格に整備費用を含めずに表示しても問題はないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

スカーレット 1.5M

車両価格 **59.8 万円**



■初度登録 2018 年 ■検 2023 年 1 月 ■グリーン ■走行 1.5 万 km

■修復歴なし ■リ済込 ■車台番号 512 ■保証付（部分保証、6 か月又は 5 千キロ）

■定期点検整備あり（納車時）整備費用別途 40,000 円

**【問題点】**

実際には有償の整備（40,000 円）を実施（購入）しないと保証が付かないにもかかわらず、「保証付」と表示し、整備費用を含まない販売価格を表示

A. 「定期点検整備の実施状況の表示」については、販売方法により以下のいずれかで表示します。

<販売方法 1> 定期点検整備実施済の中古車を販売する場合（展示時点で実施済みの場合）

⇒「定期点検整備あり（済）」と表示 ※整備費用は販売価格に含めて表示

<販売方法 2> 納車時まで定期点検整備を実施して販売する場合で、

●整備を実施しなければ販売しない場合

●「保証付」で販売する場合で、整備の実施が保証を付ける条件となっている場合

⇒「定期点検整備あり（納車時）」と表示

⇒併せて、「整備費用が価格に含まれている」旨を表示

※整備費用は販売価格に含めて表示

<販売方法 3> 納車時まで定期点検整備を実施して販売する場合で、

●整備の実施を購入者の選択に任せる場合

⇒「定期点検整備あり（納車時）」と表示した上で

①整備費用を販売価格に含めて表示する場合は、

⇒併せて「整備費用が価格に含まれている」旨を表示

②整備費用を販売価格に含めずに表示する場合は、

⇒併せて「整備費用が価格に含まれていない」旨及び「整備費用の額」を表示

<販売方法 4> 定期点検整備を実施しないで販売する場合

⇒「定期点検整備なし」と表示

※要整備箇所がある場合は、その旨を表示

今回のケースのように、「保証付」と表示した場合で、整備の実施が保証を付ける条件となっている場合は、上記「販売方法 2」のとおり、整備費用を販売価格に含めた上で、「定期点検整備あり（納車時）」及び「整備費用が販売価格に含まれている」旨を表示してください。

なお、「保証付」と表示した場合で、整備の実施が保証を付ける条件であるにもかかわらず、整備費用を販売価格に含めずに表示した場合は、「表示した販売価格で購入できるかのように誤認される不当表示」に該当し、重大な規約違反となりますので、絶対に行わないでください。